

日本民主法律家協会第45回定時総会 2006・7・15

日民協第45回定時総会 雷鳴のなか“総会宣言”採択

7月15日、朝から照り付ける太陽に汗だくで会場に集まる会員諸氏…。そのうち、ずぶ濡れで駆け込む人の数が増えてくる…。外は、雷鳴なりひびき、土砂降りの雨。なんと激しい、南国のような天候の日、日民協の第45回目の定時総会が開催されました。

約10分遅れの開会、議長団に佐藤むつみ事務局次長と有村一巳副理事長を選出。今回の総会で3年間の任務から解放される鳥生理事長の挨拶、そして、海部幸造事務局長による、議案の提案、各委員会からの報告と立て続けに議事を進めたあと、質疑・応答に入りました。そして、雷鳴とどろくなかで、議案書と総会宣言(後記参照)を大きな拍手で採択しました。また、新理事長をはじめ06年度の全国理事を選任しました。



佐藤むつみ先生



有村一巳先生

鳥生理事長は、次頁にあるように、理事長在任の3年間をふりかえりこの3年間は改憲の前哨戦の時期であった、これからの闘いの重要性を強調するとともに、この目前に控えている大変な時期を新しい理事長とともに、協会の設立の趣旨でもある平和と人権と民主主義の擁護と伸張のために力をあわせることのなかで、改憲への企てを阻止する大きな力をつくりあげてほしいと結ばれました。



澤藤統一郎先生



海部事務局長

また、海部事務局長は、この一年間を改憲をめぐる情勢は更に緊迫の度を強めたとしたうえで、改憲の動きが、近代立憲主義を放擲するところに大きな問題があると指摘。また、世論の動向について、「9条を変えよう」という世論は決して増えていないことを重視すべきではないか、草の根を広げ、国民的運動を大きくする創り出して行く必要性を強調。近々の判決から、改憲の動きと連動した人権無視の動きに、司法がきちんと歯止めの役割を果たしていない現状を批判。「法と民主主義」の充実と、会員の



奥津年弘先生

参加による編集体制の強化なども今後追求して行きたい。等々、議案書に基づきながら報告されました。

各委員会からもユニークな報告と、多くの会員の参加を強く呼びかけられました。

東京弁護士会副会長の並木政一弁護士と、第二東京弁護士会副会長の藤原真由美先生より、連帯の挨拶をいただき、最後に中田直人新理事長から「…大変な情勢のなか、知恵と力をあつめるならば、国民の要求と期待にこたえられないようなことは、なにひとつないでしょう」と理事就任の挨拶と決意をのべられ(詳しくは次頁参照)、第一部の定時総会が終了しました。



並木政一先生



藤原真由美先生

日本民主法律家協会第45回定時総会

2006年7月15日

総会会場で旧交をあたためる面々

左から

鷺野忠雄先生、上野登子先生

佐々木秀典先生、岡田啓資先生

定時総会記念シンポジウム

「いま 教育基本法の『改正』を考える」

堀尾輝久先生、熱弁をふるわれる。



堀尾輝久先生

憲法も教育基本法も「未完のプロジェクト」だ。未来への希望を豊かに発展させるのはわれわれの世代であり、次の世代である。完成品だから守ろうではなく、未来の展望のなかで、教育の自由と自立性、国民の教育権の構築という視点で、改憲論と連動しながら教育基本法の「改正」論議にくさびを打ち込むことが大切である。理想が現実を切り開き、その現実のなかから、新たな理想が生まれることを期待し、教育基本法を深いところで読み取ってほしい。(詳細は「法と民主主義」No.411に掲載)

堀尾先生は、総会終了後の懇親会では、「第九」を熱唱されました。

第2回 相磯まつ江記念「法と民主主義賞」授賞式

「法民賞」は、小沢隆一教授と「自民党『新憲法草案』総力批判」執筆グループに、「特別賞」は「NHK番組改変問題から見えてきたもの」企画執筆グループに決まりました。「法民賞」の小沢氏は「2005年6月号掲載の国民投票法案問題を考えるうえにおいて重要な理論的問題を提示し、改憲阻止運動の展開に寄与した」との理由により、また、「自民党『新憲法草案』総力批判」執筆グループには、「2005年12月号掲載の論稿で、いちはやく自民党『新憲法草案』の問題点を的確に指摘し、改憲阻止運動の展開に寄与されたこと」により、授賞がきまりました。そして今回は、特別賞として、「NHK番組改変問題から見えてきたもの」企画執筆グループに、「2005年11月号掲載の論稿で、ジャーナリズムのあるべき姿から基本的に問題を提起し、報道の自由のあり方に対し、重要な寄与をされたことにより」授賞が決まりました。

授賞式では、表彰状と副賞を手にした各受賞者（小沢隆一氏、「自民党『新憲法草案』総力批判」執筆グループ代表・清水雅彦氏、「NHK番組改変問題から見えてきたもの」企画執筆グループ代表・梓澤和幸氏）から、喜びとともに、これからも頑張るとの決意を込めたコメントが発表されました。西野先生は他会場での講演を終え、懇親会に駆けつけてくださいました。



「法民賞」授賞者

東京慈恵医科大学教授 小沢隆一氏



大学院生時代に判例評釈を掲載させていただいて以来お世話になり通しの「法と民主主義」からの授賞、光栄に存じます。現代日本の法的問題全般について、憲法を軸にして実務家と研究者が大きく共同する場としての協会は大切な存在です。改憲問題は、ますます巧妙さの度合いを強める改憲派の動きを、憲法を守ろうという側がどう冷静に分析し理性的に対応するかが問われる局面にさしかかっています。今後とも研究者としての独自の役割を発揮できるよう精進していく所存です。——小沢隆一

「法民賞」授賞者

「自民党『新憲法草案』総力批判」執筆グループ氏
清水雅彦／山内敏弘／高橋利安／内藤光博／西原博史
小松 浩／北野弘久／植松健一／丸山重威

この度は、「法民」2005年12月号の特集「自民党『新憲法草案』総力批判」を第2回「法民」賞に選んでいただき大変嬉しく思っております。この特集は、全国様々な世代（30代から70代）で、複数の「法民」初登場の非会員からも執筆者が構成されている点で特徴があります。そういう意味で、今回の受賞は若手研究者や会員外研究者に刺激を与えるものになるでしょう。この特集を活用していただき、改憲阻止運動を広げていきましょう。——清水雅彦



▲左から鳥生忠佑先生、清水雅彦先生、北野弘久先生、高橋利安先生

「特別賞」授賞者

「NHK問題から見えてきたもの」企画執筆グループ氏
右崎正博／田島泰彦／梓澤和幸／杉浦ひとみ／西野留美子
日隅一雄／原 寿雄／飯室勝彦／辰濃哲郎／服部孝章
醍醐 聡／阪口徳雄／澤藤統一郎

NHKへの政治家干渉問題に関する一文は、取材の現場にあって志をこめて真実にせまろうとするたくさんのジャーナリストとの永年の交友の所産です。戦争にむかう時代とは、小さな権力をほしがりにつらうことと大状況に抵抗しないことがむすびつくとときでありましょう。靖国と政治家の関係のことは口にのぼっても、安倍氏中川氏の放送介入問題についてほとんど1行も記事論評が出ないという状況の中では、法と民主主義という雑誌の部数の多寡とは関係なく、特集の意味はあったと思います。無条件に弱者の側にたつ、真のやさしさと強さを持つ人々の助け合いが不可欠なときだと考えます。そのような意味をこめた特別賞とやや牽強付会なる解釈をさせていただき、ありがたくグループの一員としてことばを述べさせていただきます。——梓澤和幸



▲梓澤和幸先生、田場祥子さん

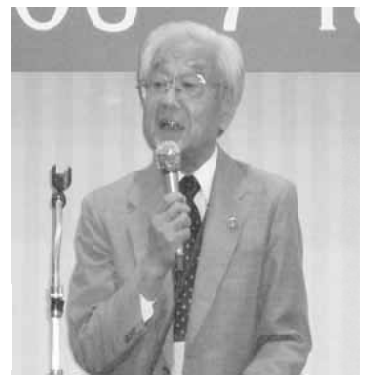


▲西野留美子先生



退任の挨拶をする
鳥生忠佑理事長

●●● 新旧理事長のご挨拶 ●●●



就任の挨拶をする
中田直人新理事長

日民協第45回定時総会を開催するにあたり、御多忙のところ多数の会員と読者、そして御招待申し上げました中から、東京弁護士会をはじめ代表の方々の御出席をいただきました。ここに、日民協を代表して、厚く御礼申し上げます。

日本民主法律家協会は、日本の平和と独立を侵す1960年の日米安保条約改定の危機に、広範な法律家が結集した安保改定阻止法律家会議を、1961年に発展的に改組し、ここに45回目の総会を迎えました。

この間、日民協は、憲法擁護を基本に置き、日本の独立と平和の達成をめざして活動をしてきましたが、ご承知の通り、今日その基本となる日本国憲法自体が改憲の動きに直面しています。平和的生存権と、国の交戦権の否認をかかげ、日本と国際社会の平和の達成を実現しようとした世界で最も価値ある憲法ですが、これを守り通すことができるかどうかは、かつて安保改定阻止で示したと同様の、国民の憲法擁護、何よりも9条擁護の大運動を再び起こすことができるかどうかにかかっています。

日民協は、目前に迫る事態に対し、改憲の意図の危険性ととも、今後も改憲の法的限界と立憲主義、そして9条のもつ国際的価値への確信などを、各種の活動を通じて強く訴えて行きたいと考えています。

日民協がもう一つの活動の柱としてきた司法の改革は、今回の司法改革が制度設計とこれに伴う法制度の制定範囲では、ほぼ終了に近い状態にあります。このなかにあつとくに、刑事司法と裁判員制度の各分野、そして、最近の相次ぐ判決が示すように、なお今日存在する最高裁事務総局の意向から独立した裁判官制度確立の必要などが、今後再び大きな改革として問題化していかねばならないと考えられます。

その意味で、「すでに司法改革は終了した」との声を聞きますが、私個人としても、「なおこれからだ」との認識とともに、改革を継続させていかねばならないと考えています。

ところで、この重要な時期に開催しました本日の総会は、1部で定時総会を、2部で法民賞の第2回授賞式を、3部で東京大学名誉教授堀尾輝久先生に講演をお願いして、改憲の先駆けとなる「教育基本法の改悪を許さない」との総会記念シンポジウムを企画しています。法民賞を受けられる方々にお祝いを申し上げますとともに、ご講演をいただきます堀尾先生には厚く御礼を申し上げます。

長時間にわたる総会の企画ですが、実りあるものとなりますよう御支援をお願いします。

なお、終りに、私は、本日の総会を機に日民協理事長の職を退任します。当初2年の予定が3年になりましたが、この3年は改憲のいわば前哨戦に当る時期でありました。

御出席の皆様から種々の御支援をいただきました。心からお礼を申し上げ、理事長退任のあいさつともさせていただきます。



2006年7月15日、日本民主法律家協会第45回定時総会で、理事長に就任いたしました。

日本国憲法公布60年のこの年、あらためて法律家としての任務の重大さにおもいをいたしております。

政府与党だけでなく、野党の一部をもまきこんで、声高に「改憲」が叫ばれる今日、恒久平和主義、国民主権、民主主義、基本的人権、地方自治の、諸理念を柱とする日本国憲法に忠実でありつづけることこそが、日本と世界の平和をまもり、人びとのくらしと権利をゆたかにするという、広範な国民各層のねがいにかなう道です。その大道をおしすすめるうえでの法律家の役割は重要性をましており、とりわけ民主的法律家には、多方面で果たすべきさまざまな活動がもためられています。

日本民主法律家協会は、「60年安保闘争」のなかから生まれました。安保改定阻止国民会議の一翼をになって、法律家の諸団体は安保改定阻止法律家会議に結集しましたが、その運動を継承するものとして、1961年7月わが協会が結成されました。

爾来一貫して日本国憲法をまもり、その理念を追求するために日本の真の独立と平和、人権と民主主義を擁護するたかきに加わり、必要な諸課題にとりくんできました。

「世界のなかの日米同盟」などと称して、日本と日本国民を安保体制の軛（くびき）に、なお、つなぎとめようとする勢力と厳しく対決し、独立、非同盟、中立の立場を確かなものにするためにも、日本民主法律家協会の活動が期待されています。

わが協会は、民主的弁護士、法学研究者、裁判所・法務省職員、税理士、司法書士、法律事務所職員など、広く法律職にある人びととそれぞれの所属法律家団体によって構成される全国的組織です。その知恵と力をあつめるならば、国民の要求と期待にこたえられないようなことは、なにひとつないでしょう。

わが協会の機関誌『法と民主主義』は、その前身の「日本民法協」以来、法律家運動の理論と実践に多くの貢献をしてきたと、自負しております。ひとえに有能で多彩な会員の活動の成果です。とくに司法の分野で、民主的法律家とその団体がになうべき課題を明示し、問題解決の道すじや制度的改革の方向をしめすことに努力し、必要な運動や組織のありかたにも提言することをためらいませんでした。今後ともこの編集の方針はつらぬきたいと考えております。

第45回定時総会では、わが協会への若い研究者や法律実務家の参加が少なくなっているという指摘がなされました。組織としての活性化をはかるためにも、新進気鋭の士の参加とその活動に期待するところ大なるものがあります。

みなさまのご指導とご協力を心からお願い申し上げます。次第です。

日民協第45回定時総会宣言

時代は重大な岐路にさしかかっている。

世界では、唯一超大国が人類の叡智の積みかさねである国際法を蹂躪し、暴力の専横をほいままにしている。この専横を許すのか、国境を越えた民衆の連帯によってこの専横に歯止めをかけることができるのか。

国内では、その超大国と結んだ政権が、憲法「改正」を具体的な政治日程に乗せている。憲法「改正」を許してしまうのか、憲法「改正」を阻止することができるのか。

憲法の危機は、憲法に掲げられた諸理念の危機、つまりは平和と民主主義と人権の危機である。

第二次大戦におけるこのうえない惨禍の歴史的教訓から日本は再出発し、人類の普遍的理念を掲げて日本国憲法を確定した。その歴史の教訓と憲法とを放擲するのか、堅持するのか。

既に、諸分野に改憲先取りの事態が顕著である。いたるところで憲法理念の侵蝕が進行し、平和や民主主義や人権が侵害されている。そして、憲法原則の岩となるべき司法はその本来の役割を果たし得ていない。

憲法「改正」は、平和や民主主義・人権破壊の集大成であり、また新たな次元での諸理念侵蝕の出発点でもある。改憲策動の背景には、軍事大国化を中心とし、これと併せて新自由主義的経済改革路線があることは今や明らかになりつつある。

私たちは、法律家集団として平和や民主主義や人権の侵害を座視しない。憲法理念実現の運動へ積極的に参加し、法律家としての役割を果たすべく努力を惜しまない。そして、私たちが固有の任務である司法の分野において、憲法が想定する司法の実現にとりわけの力を尽くす。このことこそが、憲法「改正」阻止に直接つながる大きな意味を持つものであるから。

私たちは、それぞれの分野で法律家の立場において個別の運動に参加してこれを支えるとともに、諸分野の運動と連繋して憲法「改正」阻止につなげる壮大な国民運動を指向する。

私たちは、深刻な時代の岐路にあって、日本の軍事大国化と資本の横暴に明確に対決し、時代の逆行を阻止するための国際運動、国民運動の一翼を担うことを宣言する。

2006年7月15日

日本民主法律家協会



インフォメーション

◆ 2006年度夏季合宿

日時■06年9月3日(日)～4日(月)

場所■オーシャンビュー大洗 (092-267-04880)



大洗海岸の潮騒が聞こえる会場で、秋からの、改憲阻止、教育法改悪阻止の活動を中心にした協会活動について議論を深めるとともに、新旧理事長の労をねぎらい、親睦を深める合宿にしたいと思います。もっか交渉中ですが、ジャーナリストをまじえての軍事問題の討論会も準備しています。どなたも参加自由です。本部事務局までお申込み下さい。

◆ 06年度夏季カンパの要請

恒例とはいえ、恐縮しつつ、みなさまのご協力をお願いいたします。

◆ 憲法委員会例会へのお誘い

毎月、テーマを決めて、継続的に例会を開催しています。ご案内がメールとFAXになっています。ご連絡ご希望の方はご一報下さい。8月以降の予定は7月28日に決定されます。

◆ これからの「法と民主主義」：特集企画の予告

8/9月合併号(No.411)●教育基本法の改悪を許さない!(仮題)

10月号(No.412)●「天皇制」の現在(仮題)

11月号(No.413)●中国残留孤児問題(仮題)

特集企画のテーマやとっておきの一枚にご登場を希望される方をご紹介下さい。

また、各地での取り組み(改憲阻止運動/地域活動)をご投稿下さい。

ひどい判決、思わぬ判決、評価できる判決・・・等々もお寄せ下さい。



◆ 本部事務局の夏休み

8月14日～18日を夏季休暇とさせていただきます。
緊急のご要件は、メールアドレスにご連絡下さい。

